

令和四年度出産・子育て応援給付金に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

趣 旨

- 出産・子育て応援給付金は、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の実効性をより高めるために、令和4年4月以降に出産した全ての方を対象に支給される。
- このような給付金については、その対象者自らが使用することができるよう差押えを禁止する等の必要がある。

※出産・子育て応援給付金は、妊娠・出生時の育児関連用品等のクーポン支給、一時預かり、産前・産後ケア等のサービス利用券、妊婦健診の交通費やベビー用品の購入費等の助成など幅広い形が考えられる。

第一 差押禁止等

● 権利の差押え等の禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

● 金銭等の差押えの禁止

令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金銭その他の財産について、差し押さえることを禁止する。

第二 非課税

租税その他の公課は、令和四年度出産・子育て応援給付金として支給を受けた金品を標準として課することができない。

第三 施行期日

公布の日から施行する。